

開 議

○小関勝助議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、ございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

ここで、本日の本会議運営について議会運営委員会の報告を求めます。

渋谷佐輔委員長。

(渋谷佐輔議会運営委員長登壇)

○渋谷佐輔議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、5日の本会議において各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案等の審査結果を、各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

なお、議案第66号に反対1名の討論の通告がなされております。また、議案第69号に反対2名、賛成2名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第5号のとおり、予算案1件、人事案件1件、議会案2件であります。追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に、議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、それぞれ提案説明を受け、質疑、討論、採決を行います。

なお、人事案件については、申し合わせにのっとり、提案説明後、質疑と討論を省略し、直

ちに表決することといたします。

最後に、7月19日で任期満了となります長井市農業委員会委員の推薦を行います。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○小関勝助議長 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第5号をもって進めます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第66号 長井市市税 条例等の一部を改正する条例の設定 について外7件

○小関勝助議長 日程第1、議案第66号 長井市市税条例等の一部を改正する条例の設定についてから、日程第8、議案第70号 平成26年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号までの8件を一括議題といたします。

総務常任委員会審査報告

○小関勝助議長 初めに、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

我妻 昇委員長。

(我妻 昇総務常任委員長登壇)

○我妻 昇総務常任委員長 おはようございます。

平成26年度第4回市議会定例会において総務常任委員会に付託になりました議案2件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月13日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第66号 長井市市税条例等の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、税務課長からは、地方税法の改正に伴い、3月31日に専決処分を行った4月1日施行分については、5月の市議会臨時会で承認をいただいている。今回はその残り分について、市税条例及び市税条例の一部を改正する条例を改正するものである。主な改正点は、不利益処分等に対する理由付記に係る規定の整備並びに国税としての地方法人税の創設に伴う法人市民税の税率の引き下げ並びに軽自動車税の税率の引き上げ及び経年車の重課などの軽自動車税の見直し並びに地域決定型地方税特例措置の対象となる事業用償却資産に係る課税標準の特例割合を定めるものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、軽自動車税の税率の引き上げは、現在の経済状況を考慮し、時期をおくらせるなど検討が必要ではないかと一般質問された点をどう考えるかとの質疑がなされ、税務課長からは、軽自動車税の税率の引き上げは、標準税率の引き上げであり、上位法である地方税法で明確に規定された普通税である軽自動車税の標準税率を引き下げた場合は、公共事業に対する起債に際し、総務大臣または都道府県知事の許可を要する起債許可団体になってしまうので、事実上引き下げることにはできないと理解しているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号 長井市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

審査に際し、企画調整課長からは、長井市営

バスの利便性向上のため、現状の市営バス3路線を9路線に拡大するとともに、使用料の制度改正を行うため提案するものである。市内全域をカバーできるバス路線を設け、郊外地区においては、路線上であればバスが停留所以外でも自由に乗りおりできるフリー乗降制を導入する。改正後は、西根バスが1日1路線8便、致芳バスが2路線で曜日によって6便と4便になる。平野バスは2路線で曜日によって5便と4便、伊佐沢バスは1路線で8便、豊田バスは2路線で5便となる。公立置賜総合病院バスとしては、西根、致芳バス車両を活用して朝1、2便、伊佐沢バス車両を活用して日中4便を想定している。料金体系は、通常運賃はおおむね距離に比例し、100円から600円とし、中央循環区間内は一律100円、公立置賜総合病院までは直通、乗り継ぎであっても上限600円とし、伊佐沢バス車両で中央地区から下伊佐沢を経由して公立置賜総合病院へ向かう便は上限300円。運賃の減免はこれまでどおりの減免の制度を継続する。また、利用者の乗車区間に応じた定期券を導入する。学生割引は普通定期券の半額とし、家族割引として同居家族の同一期間内に限り2人目以降を半額とし、また回数乗車券を導入する。今後、ポケット時刻表、バスマップを作成し、市民の皆様にはわかりやすい情報提供を行っていきたいと考えているとの説明を受けたところあります。

質疑に入り、委員からは、料金体系については、議会の意見を尊重し反映するよう、早期に見直し、検討をしていただきたいと思うがどうかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、当面はこの料金体系で運行していきたい。今後、公共交通会議で議論し、検討していきたいと考えているとの答弁を受けたところあります。

また、委員からは、網の目のように路線を張りめぐらしても乗り手がいるのか危惧される。過去の市営バス路線見直しの際の留意点を十分

に検証し、整理することが必要と考えるがどうか、また、路線の見直しはいつ行うのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、昨年度から市営バスの調査事業を行い、説明会を地区ごとに開催し、ミニデイサービスでも説明を行った。多くの市民のご意見を頂戴して十分な検討を行ってきたと考えている。公共交通会議を年2回ほど開催し、その都度、他自治体の状況を調査し、検討していきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、路線バス方式を選択したのはなぜかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、デマンドバスと路線バスを比べた時にコスト面で500万円程度の差が生ずる。郊外ではフリー乗降ということで、手を挙げてとまったり、おりたりできる。おおむね300メートル圏内で自宅からの距離がカバーできる路線バス方式を設定したとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、タクシー会社も交通機関として大事な役割を担っている。タクシー会社の経営に影響しないような市営バスの運行を考えていくべきと思うがどうかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、市営バスとタクシーの連携を検討し、共存できるように考えていきたいと思っていると答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○小関勝助議長 委員長報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第66号 長井市市

税条例等の一部を改正する条例の設定についての1件について、討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

議席番号14番、高橋孝夫議員。

(高橋孝夫議員登壇)

○14番 高橋孝夫議員 おはようございます。

私は、議案第66号 長井市市税条例等の一部を改正する条例の設定について、反対の立場で意見を申し上げます。

この議案の提案理由は、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うためとされていますが、幾つかある改正内容には看過できないものが含まれていると私は捉えています。しかも、その内容は、これまでの国と地方の関係をないがしろにして、加えて、これまでの地方分権の推進という流れに逆行する内容であることに私は危機感を覚えます。

以下、2点について申し上げます。

反対理由の1つは、法人市民税法人割の税率改正が強行されたことについてです。

さきの一般質問でも申し上げておりますから多くは申し上げませんが、略して言えば、これまで都道府県や市町村で課税していた法人市民税率を引き下げ、その引き下げ分を国が新たに地方法人税という形で国税として徴収し、それを地方交付税として再配分する仕組みをつくったということになります。長井市の場合、この条例改正と国の税制改正で、市税収入で法人税額で3,000万円ほどの減額となるが、地方交付税として3,000万円を超える交付税を見込むことができるとしていますが、だからこれでよいということにはならないと私は考えます。単純に言えば、長井市ではこの改正により、自主財源を3,000万円失い、その分を地方交付税という依存財源に頼らざるを得ないことになるのです。これは、この間、国から地方への権限移譲問題と、国と地方間の税財源配分移譲問題を複雑化してしまうこととなるばかりか、これま

で進めてきたこととは全く矛盾することとなってしまいます。

このように、このたびの地方法人税の国税化、地方交付税化は、東京都など都市部の有力自主財源である法人住民税を国が一方的に取り上げ、国税化した上で地方交付税として地方に再配分するもので、都市部も含む地方の課税自主権と自治権を侵害するものと言わなければなりません。

同時に、地方の税源を地方交付税の財源化とすることは、今後の地方交付税の大きな変質につながるおそれがあるとも感じます。将来の地方交付税の必要増額分については、全て地方税を財源として賄うことが強制されかねませんし、まさに交付税を根本から変質しかねない問題を含んだものと感じます。

地方自治体の権限として持っていた課税自主権を、一部とはいえ失い、その分を国が新たな国税として取り上げ、それを地方に再配分するといったやり方は、場当たりの、これまでの地方分権、自治に逆行するものであり、許してはならないものと考えます。断じて地方の課税自主権は確保するために力を注ぐ必要がありますし、地方はきちんと声を上げなければなりません。

反対理由の2つは、市税条例の改正とはいえ、市民にとっては大きな負担増につながる軽自動車税の増税についてです。

平成27年4月1日以降に新規取得される軽自動車に係る税率が上がることとなります。四輪以上の乗用自家用車の場合は、現行、年額7,200円から1.5倍の1万800円に、実に3,600円も引き上がることになるわけです。この増税は、地方で暮らす市民にはとても重い負担と言わなければなりません。

公共交通機関が利用しがたい地方にあっては、車がなければ足を確保することができず、生活できないという実態があり、地方の住民は無理

をしてでも車を購入しなければならず、勢い、できるだけ維持費負担の少ない軽自動車が広く利用されてきました。地方に暮らす市民の生活はたまったものではないわけです。都市部では一家に1台でも、地方では免許証を持つ1人に1台とならざるを得ない現実。雪国では寒冷地仕様や四輪駆動車、スノータイヤは必需品、その上、この地域はガソリン価格も高いといった都市部に比較にならないほど維持経費がかかり増ししている現状などを考えても、地方税法が改正されたからといって、機械的に住民生活に欠くことができない軽自動車税の税率を上げることにはならないと私は考えます。

以上のことから、議案第66号には反対をするものでございます。ぜひご賛同いただきたいことを申し上げ、反対の意見といたします。

○小関勝助議長 通告による討論が終わりました。これから採決いたします。

議案第66号について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第66号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第67号 長井市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第67号について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は、総務委員長報告のと

おり決定いたしました。

文教常任委員会審査報告

○小関勝助議長 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

高橋孝夫委員長。

(高橋孝夫文教常任委員長登壇)

○高橋孝夫文教常任委員長 平成26年第4回市議会定例会において、文教常任委員会に付託になりました請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月16日に開催し、委員全員出席のもと、紹介議員及び当局関係者の出席を求め、審査いたしました。

それでは、請願第6号 少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善に係る意見書提出方請願について申し上げます。

本請願は、山形県教職員組合置賜地区支部支部長、小松正義氏から提出されたものです。

本請願の趣旨とするところは、2011年に義務標準法が改正され、小学校1学年が35人以下学級となり、基礎定数化が図られた。しかし、現在はほかの学年は40人のままで、小学校2学年にのみ加配措置を行うことにとどまっている。社会状況等の変化により、学校は一人一人の子供に対するきめ細かな対応に努力をしている。国の責任で少人数学級を推進し、小学校2学年以上にも早期に35人学級を拡大していく必要がある。さらに、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように、教育条件格差も生じている。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要であり、未来への先行投資

として子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成、創出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。こうした観点から、少人数学級を推進し、教育の機会均等と水準向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することを求める意見書を国の関係機関に提出していただきたいというものです。

討論に入り、委員からは、本来子供たちには、少人数学級の環境の中で担任が丁寧な個別の指導が行えるような環境整備が必要と思う。また、教育とは、効率的な財政執行という見地からだけでは捉えられない行政分野であり、長期にわたる子供たちへのよりよい社会化への支援策として、教育費の増大は求められて当然であると思うので、この請願に賛成するとの意見が出されました。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願いいたします。

以上で文教常任委員会に付託になりました審査案件の報告を終わります。

○小関勝助議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第3、請願第6号 少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善に係る意見書提出方請願の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

請願第6号について、文教委員長の報告は、採択であります。

文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。